

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 5 号

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行
規則を廃止する規則

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
(昭和 5 1 年瀬戸市規則第 2 1 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。